
令和7年第3回川場村議会定例会会議録第2号

令和7年6月12日（木曜日）

議事日程 第2号

令和7年6月12日（木曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（3番・4番）
- 日程第 2 議案第41号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第42号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第43号 川場村旅費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第44号 川場村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 閉会中の継続調査申出について
- 日程第 7 字句等の整理委任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０人）

1 番	栗 原 達 也 君	2 番	千木良 澄 夫 君
3 番	星 野 孝 之 君	4 番	角 田 文 雄 君
5 番	津久井 俊 雄 君	6 番	宮 内 好 美 君
7 番	丸 山 敏 雄 君	8 番	細 谷 市 衛 君
9 番	黒 田 まり子 君	10 番	小 菅 秋 雄 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	外 山 京太郎 君	副 村 長	角 田 圭 一 君
教 育 長	宮 内 伸 明 君	総 務 課 長	小 林 巧 君
住 民 課 長	安 藤 秀 昭 君	健康福祉課長	布 施 伸一郎 君
むらづくり振興課長	小 菅 喜 仁 君	田園整備課長	石 田 信 幸 君
教育委員会事務局長	横 坂 徹 君	会 計 管 理 者	春 原 久 代 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 忠	書 記	田 中 玲 子
---------	-------	-----	---------

◎開 議

午後１時３０分開議

○事務局長（今井 忠君） ただいまから令和７年第３回川場村議会定例会最終日の会議が開かれます。

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は１０名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において３番星野議員、４番角田議員を指名いたします。

◎日程第２ 議案第４１号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第２、議案第４１号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第４１号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律及び国家公務員等の旅費支給規程の一部改正による宿泊料の見直しを踏まえ、宿泊に係る特別な事情がある場合に限り宿泊料の実費上限を超えて支給できるよう、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正を行うものであります。

現行、宿泊料１泊につき１万２，０００円を超えない範囲内を限度としておりましたが、近年、インバウンドが増加し、ホテル需要の高まりを受け宿泊費が高騰していることから、限度額を超えた宿泊費への対応を可能とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第４１号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第３ 議案第４２号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第３、議案第４２号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第４２号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律及び国家公務員等の旅費支給規程の一部改正による宿泊料の見直しを踏まえ、宿泊に係る特別な事情がある場合に限り宿泊料の実費上限を超えて支給できるよう、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正を行うものであります。

現行、宿泊料１泊につき１万２，０００円を超えない範囲内を限度としておりましたが、近年、インバウンドが増加し、ホテル需要の高まりを受け宿泊費が高騰していることから、限度額を超えた宿泊費への対応を可能とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第４２号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第４３号 川場村旅費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第４、議案第４３号 川場村旅費支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第４３号 川場村旅費支給条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律及び国家公務員等の旅費支給規程の一部改正による宿泊料の見直しを踏まえ、宿泊に係る特別な事情がある場合に限り宿泊料の実費上限を超えて支給できるよう、川場村旅費支給条例の一部を改正を行うものであります。

現行、宿泊料１泊につき１万２，０００円を超えない範囲内を限度としておりましたが、近年、インバウンドが増加し、ホテル需要の高まりを受け宿泊費が高騰していることから、限度額を超えた宿泊費への対応を可能とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第４３号 川場村旅費支給条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第４４号 川場村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（小菅秋雄君） 日程第５、議案第４４号 川場村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第４４号 川場村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

令和３年７月に静岡県熱海市で発生した土石流災害発生を受け、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途や、その目的にかかわらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法が令和５年５月２６日に施行され、群馬県においては、令和７年５月２６日に群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例が改正されました。これに伴い、村の土砂条例において盛土規制法と重複規制を回避しつつ、これまでと同等の規制を確保するために条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、盛土規制法の対象外となる３，０００平米未満の盛土等は引き続き村の許可制とし、災害発生の防止及び環境規制を維持することとされ、盛土規制法の対象となる盛土等については、村に対して各種届出が義務づけられることとなりました。その他、法律の一部改正に伴い、関連する条項の整備等を行ったものであります。

今回の一部改正についてご理解をいただきますとともに、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。角田議員。

〔４番 角田文雄君発言〕

○４番（角田文雄君） 質問させてください。

この条例ができてもう１０年以上たつと思うんですが、今まで川場村にこの関係の届出があったか、ないか。それと、対象面積は何平方メートルから何平方メートルであるのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 住民課長。

〔住民課長 安藤秀昭君発言〕

○住民課長（安藤秀昭君） それでは、角田議員の質問にお答えさせていただきます。

今回、村のほうで対象となる面積でございますが、小規模特定事業といたしまして、５００平米か

ら3,000平米未満を村の事業として許可をしていただくことになります。

それから、過去に数件、盛土規制の関係で届出が出たことがあります。直近であります。桐の木平キャンプ場においての小水力発電で提出されましたが、対象面積についてはちょっと今この段階ではお答えがはっきりすることができません。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 角田議員。

〔4番 角田文雄君発言〕

○4番（角田文雄君） 今、対象面積が500から3,000と言いましたけども、500平方メートル未満の面積については村の届出も許可も要らないということですか。お答えをお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 住民課長。

〔住民課長 安藤秀昭君発言〕

○住民課長（安藤秀昭君） 先ほど申し上げました500平米から3,000平米未満に関しては許可制となりまして、500平米未満であれば届出という形になります。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 角田議員。

〔4番 角田文雄君発言〕

○4番（角田文雄君） 500平方メートル未満は届出だけで許可は要らないということですか。それと、これの担当窓口は何課になるのか。住民課ですか。

○議長（小菅秋雄君） 住民課長。

〔住民課長 安藤秀昭君発言〕

○住民課長（安藤秀昭君） 担当窓口については、住民課が以前から担当させていただいております。こちらについては廃棄物法の関係もございますので、住民課で担当させていただいております。

それから、さきの質問でございましたが、届出ということで対応しております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 角田議員。

〔4番 角田文雄君発言〕

○4番（角田文雄君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第４４号 川場村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 閉会中の継続調査申出について

○議長（小菅秋雄君） 日程第６、閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第７ 字句等の整理委任について

○議長（小菅秋雄君） 日程第７、字句等の整理委任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会で議決された事件について、その字句等の整理を要するものにつきましては、会議規則第４５条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（小菅秋雄君） 村長から発言の申出がありますので、これを許します。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました案件につきましては、議員各位のご理解とご協力によりまして、慎重審議の上、いずれも原案のとおりご決定をいただきましたことを、心より御礼を申し上げます。

さて、去る6月8日には、地区対抗野球が開催されまして、各地区代表の選手の皆さんが優勝を目指して熱戦を繰り広げてくださいました。また、来る6月18日には村民ゴルフ大会、7月6日には熟年ジョイフルスローピッチ大会と、村行事が続けて開催をされます。村民皆様には、お忙しい中ではございますがご参加をいただきまして、楽しく、そして活気に満ちたものとなるようお願いしてやまない次第でございます。

7月に控えております第27回参議院議員通常選挙でございますが、7月3日公示予定、投票日は7月20日予定とされております。今後の国政の方向を決める極めて重要な選挙であります。有権者の皆様には、この選挙の意義と重要性を認識し、進んで投票に参加していただきたいと思っております。

川場村選挙管理委員会では、3年前の参議院議員通常選挙から、投票率向上のため各集会場に移動期日前投票所を開設し、村民皆様に投票の機会を増やし、選挙に関心を持っていただき、投票率の向上に努めさせていただいております。

さらに、7月27日には川場まつりが開催予定であります。メインとなるみこし行進では、担ぎ手が少なくなり、参加するのが大変だという声も聞かれておりますが、各地区の区長さんの意見を伺い、担ぎ手の負担を考慮しながら、今年も実施してまいりたいと考えております。今年の川場まつりが昨年以上のにぎわいのお祭りとなりますよう、議員各位をはじめ、村民皆様には重ねてご協力のほどお願い申し上げます。

関東地方も10日に梅雨入りしたと発表がありましたが、はっきりしない天候と湿度の高いうつとしい日々がしばらく続きます。議員各位におかれましては、健康にご留意をいただきまして、議員活動はもちろんのこと、多方面におきましてのご活躍を心からご期待申し上げ、本定例会の閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（小菅秋雄君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月6日に開催されました今期定例会では、条例の一部改正及び一般会計補正予算など、上程されました全ての案件を滞りなく議了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

本定例会中は、終始ご熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑なる議会運営にご協力を賜りました執行部の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

梅雨入りとなり、気象変動の激しい昨今でございますが、災害には十分警戒しながら、議員各位はもとより、執行部の皆様におかれましては健康に十分ご留意されまして、川場村発展のため、さらなるご活躍をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

◎閉 会

○議長（小菅秋雄君）　これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和7年第3回川場村議会定例会を閉会いたします。

午後1時53分閉会